

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年9月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200048 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200009 号

第1 結論

平成 24 年 11 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することは認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 11 月

私は、請求期間の国民年金保険料について、納付時期は定かではないが、年金事務所から送付された納付書により、コンビニエンスストアで納付した。平成 15 年 6 月以降の国民年金保険料については、全て納付したはずなので、請求期間の保険料のみを納付していなかったとは考えられない。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、年金事務所から送付された納付書により、コンビニエンスストアで納付した旨主張しているところ、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付したコンビニエンスストアの具体的な店舗名及び場所を覚えていないことから、コンビニエンスストア各社に照会することができない上、当該期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付額についての具体的な陳述が得られず、当該期間の保険料に係る納付状況が不明である。

また、コンビニエンスストアにおける国民年金保険料の受領の取扱いについて、日本年金機構は、コンビニエンスストア店舗にて読み込まれたバーコード情報記載の領収済通知書は、3 年を経過する年度末までコンビニエンスストア本部で保存することとされている旨回答していることから、コンビニエンスストア各社に照会する場合においても、請求期間に係る国民年金保険料の受領記録について確認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、国民年金保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、当

該期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。